

令和元年6月13日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	9 番	勝 屋	弘 貞
2 番	池 田	廣 志	10 番	伊 東	茂
3 番	高 松	昭 三	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

令和元年6月13日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第51号 鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託に関する協定の締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 報告第1号 平成30年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第4 報告第2号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第5 報告第3号 平成30年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告）
- 日程第6 報告第4号 平成31年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第7 議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第8 議案第46号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第47号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第48号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第49号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第50号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 請願上程
請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(文教厚生産業委員会付託)

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の提出がありました。

議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第51号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、協定締結に関する議案1件でございます。

それでは、議案第51号 鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託に関する協定の締結について申し上げます。

鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンターの改築工事を行うに当たって締結いたします工事委託に関する協定の金額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定されております150,000千円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

お諮りします。議案第51号は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第51号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2．議案第51号 鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託に関する協定の締結についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

おはようございます。それでは、議案第51号 鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託に関する協定の締結について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

工事委託に関する協定を下記のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由は、中牟田グリーンセンターの改築工事を行うに当たり、工事委託に関する協定を締結したく提案するものでございます。

なお、この協定に関する予算につきましては、3月議会におきまして本年度予算及び令和2年度債務負担行為予算の議決をいただいております。

内容につきましては、議案説明資料にて説明いたしますので、御準備ください。

まず、1ページの背景でございます。

本市の公共下水道は、昭和61年より着手し、33年が経過いたしました。汚水の全体計画面積668ヘクタールに対する平成30年度末の整備面積は334ヘクタールにとどまり、事業の長期化が課題となっております。このため、本年4月、汚水の事業計画面積を523ヘクタールに縮小し、実態に合った規模に見直しを行ったところであります。

また、下水道施設全体のライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を図るため、平成28年度に下水道ストックマネジメント計画を策定し、適切な維持管理に努めているところであります。

次に、事業計画の概要について御説明いたします。

中牟田グリーンセンターは、鹿島中部処理分区及び北鹿島処理分区の汚水を鹿島市浄化センターまで圧送する重要なポンプであります。当センターは、平成6年10月の供用開始以降24年が経過し、老朽化が進んでおりますことから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、汚水ポンプ施設や電気設備について、今回、改築を行うものであります。

改築内容は、汚水ポンプ設備の更新に伴う沈砂池、機械設備、電気設備の更新及び土木・建築構造物の耐震化等であります。

年度別の内訳は、令和元年度74,700千円、令和2年度245,000千円、合計319,700千円でございます。

2ページをごらんください。

位置図には、中牟田グリーンセンターと鹿島市浄化センターを表示しておりますが、中牟

田グリーンセンターは大字高津原と北鹿島地区の汚水を浄化センターまで約4キロをポンプ圧送する送水施設であります。

次に、協定の相手方ですが、日本下水道事業団でございます。

当事業団は、日本下水道事業団法に基づき設立された地方共同法人であり、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設のほか、維持管理及び技術的援助を行うことを目的として設立されています。

随意契約の理由でございますが、3つございます。

まず1つ目ですが、今回の工事は既存設備を維持しながら改築するものであり、設計から施工完了まで土木、建築、機械、電気の各専門技師が綿密に連携し、一貫した考え方と高度な技術力により、確実かつ安全に実施する必要があること。2つ目といたしまして、事業団は新技術を積極的に活用して、地域特性に合ったすぐれた施設の建設に努めており、安定的で経済性の高い効果が得られること。最後に、事業団は、法に基づき、工事発注から施工監理、完了認定に至るまで地方公共団体が行う業務を請け負うこととなっていることとございます。

3ページをごらんください。

今回の主な工事箇所を図示しております。

上図は、ポンプ設備の配置図であります。赤い線の沈砂池内に3台のポンプを設置し、黒い線の沈砂池内の既設ポンプ2台を撤去するものであります。

改築後の運転方式は、常時1台、時間最大時は2台での交互運転となります。

また、下図は電気設備の配置図であります。更新後は平面図に示しております赤い枠の位置に基盤を据えつけた後、更新前の図面の既設基盤を撤去するものでございます。

恐れ入りますが、議案書1ページにお戻りください。

協定の内容は中牟田グリーンセンター改築工事委託、協定の期間は議会の議決の日より令和3年3月31日まで、協定の金額は319,700千円、協定の方法は随意契約、協定の相手方は日本下水道事業団でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいまの案件につきまして、1点だけお尋ねというか、確認といいますが、したいと思いますが、これが最初に建設をされるときは、皆さん御存じだと思いますが、地元の皆さんの強い反対があったと思います。地元の皆さんも先進地に見に行ったり、いろんなことをなさったんですけど、それでもだめだと、においの問題、音の問題、いろんなのがあるからだめだということで手がつけられなかった状態があったと思います。そのとき、私

は当時の担当課長と一緒に久留米とかいろんなどころに見に行って、大丈夫だという感じがしましたので、絶対大丈夫だよということで押し切ったのを覚えているんですね。

それによって建設できたんですけど、その後、地元の人が心配なような騒音、におい、その他いろいろあったのか、ないのか。いろんなことは聞きませんので、大丈夫だろうと思っておりますが、私も当時、押し切った以上、非常に責任を感じながら来たんですが、その点、おわかりでしたらお答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

中牟田のグリーンセンターですけれども、汚水を送水する施設ということで、当時、相当な反対があったことを伺っております。それは工事に関する苦情だとか臭気に関する苦情は当然あっております。ところが、その後は臭気、あるいは環境悪化という面での苦情というのは一切あっておりませんで、当近辺の地域も下水道の面整備は完了しております、下水道のほうを利用されておるところでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございました。私も大丈夫だという確信を持って強行に押しつけた以上は、絶対大丈夫だという状況で進んできたということで安堵をいたしておりますが、今後とも地域の皆さん方が安心できるような対応をぜひお願いしていただいて終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。このグリーンセンターの改築工事は、先ほど松尾議員もお話があったように、ずっと進められた分であって、これに異議を唱えるつもりは特別ないわけですが、今回、協定が結ばれたということで2点ほど質問をちょっとしてみたいと思っております。

2年間かけての工事であり、金額的には319,700千円という金額です。この中で、相手方の日本下水道事業団というのは、今までもちよくちよくこの議会の中でも出てきます。非常に優秀な技術を持たれたところであるということは自負をしております。

そういう中で、地元業者さんがどれだけここにかかわりが入ってこられるのか。基本的に、地元の業者さんにもある程度仕事の配分があるのがやはりベターだと思っております。そのあたりを担当課はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

工事の概要につきましては、土木建築部門、それと機械、電気ということで大きく3つの分野に分かれてございます。事業団からの発注形態というのが一般競争入札ということで発注をされるということで伺っておりますけれども、業者の数がおおむね10社から8社程度が必要だということでありまして、その件に関しましては、鹿島市の指名基準に準じた地理的要件を加味していただくようお願いをしているところでございます。

それと、機械、あるいは電気につきましても、協力会社というところで市内の業者を活用していただくということも今後お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。これが随意契約ですから、そのあたりは担当の環境下水道課、市のほうも要望は出していると思うんですよ。今までもやはり大きな事業のときには、設計とか、そういうふうなのは都市部の大手が入ってきて、そしてそのほか、実施設計計画ができ上がった段階から地元の業者も入ってきて仕事をやっていくと、こういうふうじゃないと、やはり市民の納得は得られないわけです。何でよそからばかりなんだと、そういうふうなことがあります。それは、先ほど担当課長が言いましたけど、土木、建築、それから電気、この3つは基本ですよ。

入札を行うということですが、これからも相手方の日本下水道事業団と協議はされると思います。地元優先ということでしっかりとやっていただくようお願いをしておきたいと思えます。

2つ目が、この議案説明資料の1ページの背景のところには既存の下水道施設全体のライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を図るため云々と書いてあります。この括弧書きの中に維持管理費の合計、これも軽減を考えているということですが、じゃ、従来との比較をした場合、どのくらいこの維持管理費が少なく、安くなっていくのか、そのあたりの計算はできていますか、答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

経費の軽減ということですが、見直しを行った内容につきまして御説明いたします

と3つございまして、まず、下水道計画人口の見直しを行っております。

次に、汚水量原単位と申しまして、1人1日の排出汚水量の見直しを行っているところで。これに伴いまして、1日当たり流入する計画汚水量についても見直しを行っているところであります。

それと、事業費の縮減というか、削減ということですがけれども、見直し前の総投資額、これは約524億円ということで想定しておりますけれども、この見直しによりまして400億円台になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ちょっとよくわからなかったですね。3つほど計画というか、もう一回見直しをしたと。下水道の計画人口であったりとか、汚水量の現単位であったりとか、そこのあたりはわかるんですけど、524億円から400億円というのは、何の分がこれだけ減るのか、もう一回説明をわかりやすく教えていただけませんか。ちょっと余りにも金額が大きいから、何なのかなと私は思ったんですけど。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

申しわけございません。先ほど見直しを行いました人口、それと汚水量の総量、そこら辺の見直しを行ったことによりまして、今後の将来的な建設事業費も含めた総額が今までは524億円を想定しておりましたけれども、今後、この見直しによりまして、規模が当初計画よりも縮小して済むということで、400億円台にまで減るのではないかとこのように考えております。

今回のストックマネジメント計画によりまして、今までは建物、あるいは施設が傷んだところで改築をかける部分で多大な経費がかかっておったんですけども、それが維持管理で長寿命化を図るということで、長く安全に使うということを考えております。ただ、ちょっと今のところ、どのくらい軽減があったかという額までははじいてございませんが、施設が長期間使えるということで経費の縮減は図られるのだろうというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

いいです。ありがとうございます。

前に私は全協の場でも言ったと思いますけど、特にこの51号の議案は追加上程なんですよ。

そしたら、もうちょっと説明をちゃんとやらないと、今回、選挙の改選があつて、新しい議員の方も入ってこられて、中牟田のグリーンセンターの改築工事というものを初めて見られたかもわからない、そういうふうなのを考えると、もう少し詳しい説明は必要かなという気がします。

今、もう課長が言いたい分はわかりましたので、そのあたりはこれでいいと思っています。これからも地元業者をしっかりと利用していただくようお願いをしまして、質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託に関する協定の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第3 報告第1号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 報告第1号 平成30年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

報告第1号 平成30年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成30年度の予算のうち、諸般の事情により、予算の一部を本年度に繰り越して執行するものでございます。

2 ページをお開きください。

繰り越した事業及び金額の一覧でございます。

表の中で、事業名の次の金額は繰越額の上限額でございます。その次の翌年度繰越額は、平成30年度から本年度に繰り越した額でございます。次の欄の既収入特定財源につきましては、平成30年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、本年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。一番右の一般財源につきましては、事業費のうち、市が一般財源として負担する金額でございます。

それでは、上から順に御説明を申し上げます。

ナンバー1の地域振興一般事務（地域経済循環創造事業交付金）は、金額欄にございます繰越上限額24,499千円に対し、14,700千円を本年度に繰り越しております。

ナンバー2の情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）は、繰越上限額3,013千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー3の地域密着型サービス施設等整備事業は、上限額39,200千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー4の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）は、上限額24,847千円のうち、17,856千円を繰り越しております。

ナンバー5の基盤整備促進事業（ほ場整備）は、上限額64,649千円のうち、39,277千円を繰り越しております。

ナンバー6の基盤整備促進事業（農業用排水施設）は、上限額23,148千円のうち、23,007千円を繰り越しております。

ナンバー7の県単農林地崩壊防止事業（林地）は、上限額を1,000千円といたしておりましたが、年度内終了のため、繰り越しはございません。

ナンバー8の辺地道路整備事業（市道中川内・広平線）は、上限額103,000千円のうち、98,000千円を繰り越しております。

ナンバー9の社会資本整備総合交付金事業は、上限額2,516千円といたしておりましたが、年度内終了のため、繰り越しはございません。

ナンバー10の急傾斜地崩壊防止事業は、上限額16,100千円のうち、8,100千円を繰り越しております。

ナンバー11の肥前浜宿街なみ環境整備事業は、上限額19,000千円のうち、11,166千円を繰り越しております。

3 ページをお願いします。

ナンバー12の小学校大規模改造整備事業は、上限額330,370千円のうち、231,962千円を繰り越しております。

ナンバー13の中学校大規模改造整備事業は、上限額43,450千円のうち、27,726千円を繰り越しております。

ナンバー14の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、上限額37,815千円のうち、14,892千円を繰り越しております。

財源内訳は、表に記載のとおりでございます。

この結果、14事業の繰越上限額の合計732,607千円のうち、528,899千円が本年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第4 報告第2号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．報告第2号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

報告第2号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

5ページをごらんください。

繰越額の確定に伴いまして、繰り越す事業及び金額を報告するものでございます。

なお、繰越理由につきましては、3月議会にて議決をいただいたものでございます。

まず1番目、鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター耐震実施設計業務委託は、金額欄の繰越上限額7,200千円に対し、その全額を令和元年度に繰り越しております。

2番目、鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託は、上限額4億円に対し、その全額を繰り越しております。

3番目、南舟津雨水ポンプ場更新実施設計業務委託は、上限額50,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

3月議会で議決をいただきました3事業の繰越上限額の合計、457,200千円の全額が令和

元年度に繰り越した確定額となります。

なお、財源の内訳は表記のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第5 報告第3号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5．報告第3号 平成30年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

それでは、報告第3号 平成30年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書は6ページでございます。

本案件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、議案書7ページをごらんください。

地方公営企業法第26条第1項による建設改良費の繰り越しは、1款．資本的支出、1項．建設改良費、事業名、久保山配水池改修事業でございまして、予算計上額393,082千円から支払義務発生額157,240千円を差し引いた翌年度繰越額は235,842千円でございます。

この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、当年度損益勘定留保資金42千円、企業債235,800千円でございます。

この予算繰り越しとなる建設改良工事は1件でございまして、現在取り組んでおります久保山配水池改修事業に伴う平成30年度第9号久保山配水池改修事業、新久保山配水池築造工事でございます。

本工事は、契約当初において工期が翌年度にわたる契約の締結を行っており、契約時において予算の繰り越しを伴うものとしております。このため、年度内に支払い義務が生じなかった予算額235,842千円につきまして、令和元年度に繰り越して使用することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第6 報告第4号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6、報告第4号 平成31年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

報告第4号 平成31年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の平成31年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

鹿島市土地開発公社は、昭和48年に設立をし、市の事業と連携しながら事業を推進し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却しており、本年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお開きください。

本年度の収支予算総額は38千円といたしております。

2ページをお願いいたします。収入支出の内訳でございます。

事業外収入で、利息収入38千円を見込んでおります。

支出につきましては、管理費38千円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。資金計画でございます。

左の受入資金につきましては、事業外収入と前年度繰越金36,962千円を加えた37,000千円でございます。

支払い資金は、予算の支出と同額の38千円でございます。

4ページをお開きください。予算に関する説明書でございます。

収入は、利息収入38千円でございます。

5ページをお願いいたします。支出の内訳になります。

旅費、需用費、負担金補助及び交付金等の経費を計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月19日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

以上で報告を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第7 議案第45号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。議案書は9ページからとなります。

中身に入る前に若干触れさせていただきますが、日本国中の森林の整備を行って森を守っていこうということで、森林経営管理制度が本年4月からスタートいたしております。

そこで、国では国税の千円を、これは住民税の均等割の上乗せになりますが、これを令和6年度から徴収いたします。それで、5年前倒して令和元年度、本年度から譲与税を交付されると、そのための基金の設置を本日、議決いただきたいということでございます。

それでは、鹿島市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由といたしましては、国において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、本市における森林整備及びその促進に資するため、鹿島市森林環境譲与税基金を設立したいので、この案を提出するものでございます。

次の10ページには条例案を掲載いたしておりますが、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の1ページをごらんください。

制定理由及び経緯は省略いたしまして、2の基金の概要でございます。

森林環境譲与税の譲与の流れとして、森林環境税及び森林環境譲与税の創設に伴い、本年度から以下のとおり譲与されます。

市町村は、法で規定された使途事業の財源に充てるとともに、後年度における事業の財源に充てるために留保し、基金に積み立てることができることされており、県及び県内全ての市町村が6月議会での基金条例制定の準備を行っているところでございます。

譲与基準としまして、私有林の人口林面積50%、林業従事者数を20%、人口30%の割合で案分された金額を市町村及び都道府県に基本9対1の割合で譲与されます。

開始年度は、森林環境税の課税が令和6年度から、森林環境譲与税の譲与が令和元年度からになります。

譲与時期は、毎年度9月及び3月。

譲与方法は、森林環境税が課税されるまでの間は、国が設置した特別会計において借り入れて譲与され、令和7年度から8年間の森林環境税の税収の一部をもって償還されるため、令和元年度から令和14年度までは段階的に譲与税が増加し、令和15年度から通常どおりの配分となります。

基金の用途としまして、譲与を受けた森林環境譲与税を基金に積み立て、次に掲げる事業に充てます。

次の2ページをお開きください。

森林の整備や森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に資する事業でございます。

今後のスケジュールといたしましては、初年度はモデル地区を2集落程度選定し、森林所有者への実態調査を実施し、森林経営管理法で定められた同制度を今後円滑に推進するために必要な期間、事務量、費用などの試算や留意すべき問題点などの把握を行います。その後、国及び県の指導や他市町村の動向などを注視しながら、具体的な事業の推進を順次図りたいと考えております。

2年目以降は、森林経営管理法で定められた森林経営管理制度に従い、森林の状況把握など、事前準備を行います。

次に、森林所有者への意向調査を行い、そして経営管理権集積計画の策定及び設定を行ってまいります。

森林経営の適否判定といたしまして、この適否判定により――次の3ページへ移りますけれども、3ページの一番上のほうでございます。林業経営に適さない森林等は、市による経営管理事業を、森林経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画の策定及び設定を行う計画でございます。

なお、施行期日は公布の日といたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、何点か質問したいと思いますが、まず初めに、設置というところで説明がありましたが、結局、今回のものが人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に資する事業の財源に充てるということで目的が書いてありますね。

ここでお尋ねしたいのは、これまでも鹿島市は森林、林業はあっておりましたが、これま

ではこういうのに対して公的な何かの財源を充てるとかというのがあったのかどうか、具体的にどのようにして今まで運営されてきたのか、その辺の説明をお答えください。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

これまでどのような事業を実施してきたのかということでございます。

まずは、自然の館の維持管理、それと林道多良岳横断線等の維持管理、それから緑の景観づくり事業、これは各市内の小・中学校の樹木の剪定等、旭ヶ岡公園とか、こういったことをやっております。また、しいたけ学校としまして、子供たちにシイタケ栽培を通じて自然のすばらしさを体験してもらおうという事業はやっておりました。

また、国土保全機能維持森林整備ということで、間伐とか作業道の開設とかをやっております。これも補助事業です。

森林整備担い手確保対策事業としまして、森林組合が受託をいたしておりますので、その作業員の就労支援を行っております。

それから、森林山村多面的機能発揮対策事業といたしまして、雑木林の保全管理の支援を行っております。

また、これは県の森林環境税を使った事業でございますが、環境林の整備事業をいたしております。

また、先ほどの整備事業、こういったもので原材料の支給等を行っているところでございます。

財源といたしましては、市の単独がほとんどでございますけれども、県の森林環境税を使った事業もございますし、そういった事業で対応いたしております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまいろいろ御説明がありましたが、大体平均、年間どれくらいの市の財源が使われてきたんでしょうか。

○議長（角田一美君）

答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それぞれの事業の額につきましては、決算書等での記載をいたしているところですが、標準的な林業の施業につきましては、伐採等の最初の作業の場合、ヘクタール当たり488千円とか、植えつけで434千円、下刈りで340千円、つる切りで250千円、徐伐で325千円、枝打ちで405千円、間伐で370千円、主伐で、これは運んでまでですけれども、2,400千円というこ

とで、ヘクター当たりこれだけの費用がかかっているということでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は暗算ができませんので今の合計がわかりませんが、大体どれくらいかというのを私は知りたかったんですが、今回、国のほうから逆に基金ということで鹿島市に入るわけですね。その分が幾らなんですか。（発言する者あり）

○議長（角田一美君）

松尾征子議員に申し上げます。大綱質疑ですので、簡略にお願いします。

○14番（松尾征子君） 続

私は委員会に入らないでしょう。答えてください。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

今回、令和6年度から住民税の均等割の課税対象者をもとに年額千円の国税が課せられますけれども、課税対象者としましては約1万4,000人を見込んでおります。よって、千円でするので、14,000千円が市が国へ納める税金になります。（発言する者あり）

大変失礼しました。市に分配される金額ということで、令和元年度から令和3年度までは毎年4,800千円を見込んでおります。次に、令和4年度から6年度までが7,100千円、令和7年度から10年度までが10,100千円、そして令和11年度から14年度までが13,100千円、最終的に令和15年度からは16,000千円が毎年交付されるという計算をいたしております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回の条例で一番問題だと思うのは、1人、年間千円の税がかけられるということなわけですけど、これを考えるとき、この事業というのが森林の公共的なものだというような、みんな恩恵を受けるんだというふうな口実で、本来なら国とか温室効果ガス排出の企業が出すべきところを国民に押しつけてきたというところに私は大きな問題があると思うんですよね。当然やらなくてはいけないところが、それを国民にばらまいていくと。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、1人当たり千円、これは国保税の均等割じゃありませんが、赤ちゃんからお年寄りまで皆さんから取られるわけでしょう。——ちょっと、いやと言ひよんしゃっけん、正式に言ってください。私が理解しとらんぎいかんから。じゃ、1人千円ずつはどういうふうな形で取られるんですか。（発言する者あり）

○議長（角田一美君）

松尾征子議員にお願いします。

本議案は常任委員会に付託されておりますので、そちらで十分審議していただくということで……（「わかります。ちょっと対応は」と呼ぶ者あり）総括的によろしくをお願いします。

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

住民税の均等割の対象者ということでしたので、税務課のほうからお答えをしたいと思えます。

納税の対象者ということで、先ほどから1万4,000人と言われておりますけれども、これは住民税の均等割の納税義務者が対象ということですので、次の方たちが対象外ということになります。例えば、子供さんや学生、また、専業主婦など収入のない方、生活保護を受けている方、それと障害者、未成年者、寡婦、寡夫、配偶者がいらっしゃらなくて子供を扶養している方などですが、それらの方で前年の合計所得金額が1,250千円以下の方、それとまた、ちょっと式が複雑にはなってくるんですけども、各御家庭で扶養の方とかがたくさんいらっしゃる場合などで合計所得金額が1人当たり280千円を掛けた数字より低い方ということで、低所得者層につきましては住民税の均等割が非課税ということになっております。

ですので、現在、鹿島市の人口が2万9,000人ということで、今回対象者として1万4,000人、半分よりちょっと少ない方が均等割の負担をされるということになっております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、最後にしますが、確認です。

所得割がない納税者の人からは、この千円は取らないと考えていいんですね。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えします。

税は基本的には均等割と所得割ということで構成されておまして、所得割がかからなくても均等割だけかかるという方もいらっしゃいますので、所得割がかからないから森林環境税がかからないということにはならず、均等割がかかる方に関しては森林環境税も同時にお支払いいただくということになります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。

あとは、最後に意見を申し上げて終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第45号の質疑を続けます。

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。大綱質疑ですから、これは委員会付託で文教厚生産業委員会のほうでしっかりと審議はされると思います。

1つだけ大綱質疑ということで質問させていただきます。

森林環境譲与税基金条例というところでありますが、この趣旨といたしますか、これは私も賛同できます、木材の利用の推進その他の森林の整備の推進に資する事業の財源に充てると。しかし、今これをやるというのが基本的に遅過ぎますよね。木材はほとんどが外国からの輸入物であり、もともと日本国内に植樹された木の中でどれだけ使われているのか、そのあたりはやはり問題があります。

20年、30年前にこういうふうなのが始まっていけば、もっと市民の方も賛同ができたかもわからない。先ほどあったように、約1万4,000人の方から年間千円という、これは増税なんです。税金が上がってくるんです。ここのあたりをしっかりと考えないといけない。ただ、どこかで手を打たないと、このまま放置していれば大変なことになるということは私も承知をしております。

そういう中で、令和6年度から15年まで税金を取ると。そして、環境譲与税というものが鹿島市に入ってくる。じゃ、仮にこの15年間の間、それ以降も多分続けられるんでしょうけど、最初の3年間ほどは金額は少ないですよ、四、五百万円とかそんなところ。最後の15年度から16,000千円ほどに上がってくる。しかし、ほかの市に比べると、鹿島市は基本的に面積自体は狭いです。そういう中でも、やはりこのくらいの金額でどこまでできるものなのか。もともとこういうふうな林業というか、森林、ここのあたりに関しては、今までは多面的機能、農地・水と言われていたものを使いながら、海の森事業であったり、EM菌、さまざまなところに使ってきました。鹿島市としては、この譲与税の使い方を森林組合さんに委託していただくのか、総体的に鹿島市の森林をどのようにしていこうという考えがあるのか、その1点のみ質問をいたします。お答えください。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

まさしく伊東議員が言われるとおりでございまして、私どもも考えているのは、森林の持つ多面的機能の保持、これは保水や災害予防、CO₂削減、国土景観保全、生物多様化保全などになってまいります。また、林業、やはり間伐の搬出のコストがかかりますので、この削減も狙っておるところでもございます。

そこで、どのように事業に反映していくのかという御質問でございますけれども、令和元年度で譲与税額4,800千円を見込んでおりますが、事業費としましては、その基礎となる調査を2集落予定いたしておりますが、こういったところのアンケート調査をまず計画いたしております。これが422千円かかってまいります。そうしますと、基金に積み立てた譲与税額の差額が翌年度に繰り越されますので、この分がふえてまいります。そういったことで間伐の推進をするために、具体的には担い手となる森林組合のほうにお願いをすることになると思いますが、その事業費が令和2年度から令和6年度まで500千円ずつを計画いたしております。その間、令和6年目での予算額としましては、33,278千円を見込んでおるところでございます。

そういったことで、実質、令和7年目から事業費の額をふやしまして、15,300千円台で予算を組みまして本格的にやっていくということで計画をいたしております。議員御指摘の16年目以降で16,000千円入ってまいりますけれども、その金額でいえば、最終的には19,876千円ということで、入ってくる以上の予算額を確保できますので、そのうち事業費を15,300千円、16,000千円の内数で捉えまして、鹿島の森林を整備していこうという計画を立てておるところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。今6月議会の最終日にこれを採決するわけです。これを採決して、そして可決をされた、それからずっと続くんですよ。私たち議員がそんなに長く、いつまでもいる議員ばかりじゃないわけですね。そういうのを考えると、1万4,000人から集めた税金をどのように使っていくのかというものをしっかりと議論しておかないと、これこそ後から続く今の若い人たちに負担をかけているわけですよ。

今、担当課長がおっしゃられた、しっかりとした考え方を持っていらっしゃると思います。それをちゃんと間違いなく実行できるようにお願いをしておきます。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第45号は、会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託いたします。

日程第8 議案第46号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 議案第46号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第46号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は11ページから、議案説明資料は4ページからでございます。

本案の提案理由は、議案書11ページに記載のとおり、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い使用料を改正したいので、この案を提出するものでございます。

説明は、議案説明資料でいたします。

17ページをお開きください。

1の改正理由です。

本市、公の施設の使用料につきまして、消費税等相当額を適正に転嫁させるため、改正をいたすものでございます。

2の改正内容をごらんください。

公の施設の使用料に関し、16の条例をまとめ、一括して改正をいたすものでございます。

なお、本市におきます消費税引き上げに伴う使用料の改正につきまして、これまでの経過を申し上げますと、3%及び5%の引き上げ時において条例改正をお願いしてまいりました。また、8%引き上げ時、平成26年4月でございますが、改正の検討をいたしました。当時はその1年半後に10%引き上げが予定をされていたことなどから、8%のときは使用料を据え置き、10%引き上げ時に改正をすることといたしておりました。このような経緯により、今回、改正をお願いいたしているものでございます。

改正をいたします額は、平成26年3月31日までに建設された施設については、現使用料に5%分を、8%が適用された平成26年4月1日以降に建設されました施設は2%分を引き上げ、改めるものでございます。

3の施行期日は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、附則第1条第2号に規定する日といたしております。消費税10%が実施される日から施行することといたしております。現行規定は平成31年、令和元年10月1日でございます。

18ページをお開きください。

参考1は、これまでの消費税率10%引き上げ時期の改正経過を示しております。

参考2は、公の施設の使用料の適正な転嫁について、総務省自治行政局からの通知書を示しております。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

改正条例ごとの新旧対照表でございます。現行使用料にそれぞれ引き上げ分を乗じて10円未満を切り捨てております。

第1条による改正は、鹿島市民交流プラザ条例の一部改正でございます。

第2条による改正は、鹿島市行政財産使用料条例の一部改正です。

5ページをお願いいたします。

第3条による改正は、鹿島市生涯学習センター条例の一部改正です。

6ページをお願いします。

第4条による改正は、鹿島市のごみ楽習館条例の一部改正です。

7ページをお願いします。

第5条による改正は、鹿島市民体育館条例の一部改正です。

8ページをお願いします。

第6条による改正は、鹿島市北鹿島体育館条例の一部改正です。

第7条による改正は、鹿島市民武道館条例の一部改正です。

9ページをお願いします。

第8条による改正は、鹿島市七浦海浜スポーツ公園条例の一部改正です。

10ページをお願いします。

第9条による改正は、鹿島市臥竜ヶ岡体育館設置条例の一部改正です。

11ページをお願いします。

第10条による改正は、鹿島市産業活性化施設設置条例の一部改正です。

第11条による改正は、鹿島市林業体育館設置条例の一部改正でございます。

12ページをお願いします。

第12条による改正は、鹿島市自然の館設置条例の一部改正です。

第13条による改正は、鹿島市干潟交流館設置条例の一部改正です。

第14条による改正は、鹿島市営駐車場条例の一部改正です。

13ページをお願いします。

第15条による改正は、鹿島市営キャンプ場条例の一部改正です。

14ページをお願いします。

第16条による改正は、鹿島市都市公園条例の一部改正でございます。陸上競技場、市民球場、サブグラウンド、蟻尾山公園グラウンド・ゴルフ場、中川公園運動場、北公園テニス

コート各施設でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

4番議員の杉原元博でございます。私のほうから何点か質問をいたします。

まず最初に、市が管理している多くのこのような施設があるわけでございますが、この施設の使用料金等につきましては、施設の広さであったりとか、あるいは照明を使うとかとといったいろんな条件で違って来るかと思いますが、この使用料金の基準といいますか、どういったことをもとに使用料金を決められているのか。そして、例えば佐賀県内、あるいは近隣市町の公的施設の使用料なんかも参考にされているのかどうか、最初にそのあたりをちょっと質問いたします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

使用料の設定の基準、そして、近隣の市町等を参考にいたしているかどうかということでございます。

まず、公の施設は多くの施設がございますが、住民の皆様の福祉の向上とか健康増進、社会教育の推進等の観点から、住民の皆様に御利用をいただいているところであります。

さまざまな維持管理経費等がかかっているところでございますが、額の設定につきましては、議員おっしゃいますように、施設の広さであったりとかいろんな条件があるところでございますが、基本的には面積当たりの単価、維持管理経費、もしくは減価償却とか、そういったところと、あと貸し出し面積とか貸し出しの時間を乗じた原価等を算出したすわけでございますが、これらの料金が理論上の対価というふうなことになるかと思っております。

冒頭に申し上げましたように、この公の施設が公共の福祉の向上を図るというふうなことでもございますし、より利用しやすいような利用形態であったりとか、近隣の自治体の料金、もしくは従前から本市にございます公の施設の使用料等を参考としながら算定をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

例えば、この公共施設の使用料についてですが、県内、ほかの市町のことも聞きますと、

えっ、こんなに安いというようなところもございます。市町によって、この施設使用料というのはやっぱりばらばらじゃないかなという気がしております。

今回、10月1日からの消費増税に伴って使用料の見直しということでございますが、例えば、使用料の見直しを消費増税に伴わない場合とかでもする場合があるのかどうか。あるいは、使用料の見直しはどういった場合に検討されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

本案は消費税率及び地方消費税率の改定に伴う使用料の改定をお願いいたしているところでございます。

議員おっしゃいますように、ほかの市町との比較、もしくは現在の維持管理経費等を含めた総合的な検討も必要ではないかというふうに考えております。

現在、行財政改革プランを実施いたしているところでございますが、これら公の施設につきましては、公の施設の維持管理等の経費、施設を維持するための経費は当然ながらかかっているところでございます。それで、その利用をしていただく方の負担がどうなのか、受益と負担という観点から、それらを総合的に見た中で、現在の使用料が適正なのかどうか、もしくは、今後それを検討する部分があるかどうか、そこら辺を含めて、今年度、この行財政改革プランをさらに強化する財政基盤強化の中にもこれらは検討課題として入っておりますので、そこら辺は十分検証、精査をしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今おっしゃったように、公共の福祉の向上とか、いろんな目的がございます。少子・高齢化で、特に高齢者の方の健康増進という意味でも、こういったスポーツ施設の利用というのは非常にいいことだと思っておりますし、若い人たちはいろんな大会出場とか遠征とかでも頑張っておられます。ぜひともそういった市民の体力向上、あるいは健康増進に対する後押しをやっていただきたい。

やはり価格体系については、もうちょっと近隣市町の状況もよく検討されて、見直しを行っていただきたいなというふうに希望しております。

次の質問ですけど、14ページ、陸上競技場、それから16ページ、これは北公園のテニスコートのところに回数券12枚つづりとか書いてあります。例えば、体育館とかで卓球やバドミントン、あるいは武道館でも空手などの練習を頻繁にされているかと思いますが、そう

いったところではこの回数券は使用されていないのかどうかですね。陸上競技場と北公園のテニスコートだけ回数券というふうに記載しておりますが、やはり頻繁に使用される場所については回数券を利用できるようにして、少しでも利用者の負担を和らげるような、そういった取り組みも必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

ただいまの回数券の取り扱いについてお答えします。

議案にありますように、回数券の表示がないものは基本的に扱っておりませんが、今後、そういった便宜上、必要ではないかと思われるところには検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この回数券の問題も含めて、市民の皆様がやはり利用しやすいような料金体系を望みます。私も今度の一般質問でこれに関連して質問を予定しておりますので、この辺で質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいまの案件は、鹿島市の公共施設全てが値上がりという案件ですが、これは消費税法などの改正に伴っての取り扱いということです。施設の使用料など、先ほどからありましたように、いろんな条件によって値上げをされることもあると思いますが、今回に至っては消費税増税ということ、10月からということでもまだ具体的には決まっていないにもかかわらず先取りをしてやるという、このこと自体も私は許せるものでないと思っておりますので、この案件には反対いたします。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9. 議案第47号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。川原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（川原逸生君）

議案第47号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は34ページから、議案説明資料は19ページからでございます。

本案の提案理由は、議案書34ページに記載のとおり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

説明は議案説明資料でいたします。20ページをお開きください。

2の法律の主な改正内容です。

最近における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について見直しが行われ、選挙長等の費用弁償額が改定をされました。

3の条例の改正内容でございます。

法律の一部改正に伴い、本条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

改正後の報酬額は、いずれも日額で選挙長は10,800円、投票所の投票管理者は12,800円、期日前投票所の投票管理者は11,300円、開票管理者は10,800円、選挙立会人は8,900円、投票所の投票立会人は10,900円、期日前投票所の投票立会人は9,600円、開票立会人は8,900円に改めるものでございます。

4の施行期日は、公布の日からとするものです。

19ページは新旧対照表でございます。御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号

○議長（角田一美君）

次に、日程第10、議案第48号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

それでは、議案第48号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は36ページでございます。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するというものでございます。

内容については議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の32ページをお願いします。

まず2番、主な内容の(1)住宅借入金特別控除の拡充です。

住宅借入金特別控除は、いわゆる住宅ローン控除と言われているもので、住宅ローンの年末残高の1%を所得税から控除する制度ですが、確定申告や年末調整を行う際に、扶養控除など、ほかに控除がたくさんあって所得税で使い切れない場合、残りを個人住民税から控除する仕組みで、家を建ててから最大10年間控除できるものとなっております。それを今回の改正により、ことしの10月から来年の12月末までに取得した住宅については、通常10年間の控除期間を13年に延長する改正となっております。

次に、(2)個人住民税非課税の範囲の拡大です。

これまで生活保護の受給者、また前年の合計所得が1,250千円以下である障害者、未成年者、寡婦及び寡夫、配偶者がおらずに子供を育てている方たちなどですが——について個人住民税は非課税となっておりました。この1,250千円という金額につきましては、昨年の税制改正によりまして、既に令和3年から1,350千円にということで枠が拡大されております。その下に表をつけておりますけれども、左側、現行という欄から右側に令和3年1月1日ということで書いております。太い線で囲った以外の部分が先に変更がもう終わっているところですが、これに加えて、今回の改正で非課税の対象となる人に単身児童扶養者、いわゆる未婚のひとり親が今まで入っておりませんでしたので、そこを加えることになったものです。それが太い線で囲った部分になります。ここを追加する改正となっております。

次に、(3)の軽自動車税です。

軽自動車税につきましては、この何年か、毎年改正があつておりまして、ことしの10月から、買ったときに1回かかる自動車取得税が環境性能割という名前に、また、いわゆる市の軽自動車税につきましては種別割ということで名前が変わることになっております。

そこで、まず(ア)の軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減ですが、軽自動車税の取得時に1回だけ支払うこととなります環境性能割につきましては、臨時的にことしの10月から来年の9月までに取得された軽自動車税を対象に税率を1%軽減するものとなっております。

33ページの上のほうに表をつけておりますけれども、通常の税率の列ですね。上から非課税、1.0%、2.0%となっておりますが、これが右側の臨時的軽減の列で1%ずつ軽減をされまして、非課税と1.0%ということになっております。

次に、(イ)軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例です。いわゆる軽自動車税のことですが、軽自動車取得後、1回目の課税の際、鹿島市では毎年5月に納付書等をお送りしておりますが、その際に、燃費性能に応じて税額を軽減する制度というのがグリーン化特例ということでありまして。これは平成28年度から適用されておりますけれども、これに関して、今回、改正点が2つあります。

1つ目が、令和元年度までとなっておりますこの特例を令和2年度及び令和3年度課税分まで延長する改正です。ページ中ほどの表の「平成31年4月から」ということで書いております真ん中の列ですね、75%軽減、50%軽減、25%軽減ということで書いてあるのがこれに該当いたします。

2つ目が、令和4年度及び令和5年度の課税につきましては、グリーン化特例の対象をより環境に配慮した電気自動車等に限定して軽減を行うとする改正です。先ほどの表の右端になります。75%軽減と、下2段が軽減なしということになっている列がこれに該当いたします。

次に、(4)その他のところですが。法人の電子申告義務規定に例外規定を追加というところ

です。

現在、資本金1億円超の法人につきましては、令和2年4月から電子媒体ということで、eLTAXなどのオンラインとかデータでの提出、紙媒体ではないもので提出をするというのが法人市民税の申告上、義務化をされておりますけれども、災害などでネットがつかないとかいう形でオンラインでの申告ができない場合、例外的に書面による申告を認める規定をそこに追加する改正ということになっております。

最後に、3の施行期日です。

住宅借入金特別控除に関するものは公布の日、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減及び第2条改正分の軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例につきましては令和元年10月1日から、法人の電子申告義務規定に例外規定を追加するものは令和2年4月1日から、個人住民税非課税の範囲の拡大については令和3年1月1日から、第3条改正の軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例については令和3年4月1日からとなっております。

なお、改正に伴う新旧対照表を議案説明資料の21ページから31ページに載せておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第49号

○議長（角田一美君）

次に、日程第11. 議案第49号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第49号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は45ページでございます。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に123,074千円を追加し、補正後の予算の総額を14,104,621千円といたすものでございます。

2ページから5ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

6ページをお願いします。第2表 地方債補正でございます。

追加分として、地域農業水利施設ストックマネジメント事業（多良岳地区）は700千円を、地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島市土地改良区）は1,100千円をそれぞれ追加するものでございます。

変更分として、市民会館建設事業は、事業費の確定に伴い、63,000千円から139,500千円に変更するものでございます。

7ページから8ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

9ページから15ページは、歳入でございます。主なものを御説明いたします。

9ページでございますが、2款3項1目. 森林環境譲与税は、4,800千円を計上するものでございます。本年度税制改正により森林環境譲与税が新たに創設され、今年度分から配分が始まるものでございます。

10ページをお開きください。14款2項3目. 衛生費国庫補助金は、緊急風しん抗体検査等事業費補助金で2,424千円を計上するものでございます。風疹の追加対策に伴うものでございます。

11ページをお願いします。15款2項1目. 総務費県補助金は、合計6,165千円を増額いたします。さが未来アシスト事業費補助金を4,665千円増額し、地方創生推進交付金を活用し移住者を支援する佐賀県移住支援事業交付金を1,500千円計上いたしております。

同じく2目. 民生費県補助金は、合計7,359千円を増額いたします。保育対策総合支援事業費県補助金（保育体制強化事業）は3,037千円、幼児教育無償化に伴う事業費の増に対す

る補助として子ども・子育て支援臨時交付金を4,322千円計上いたしております。

13ページをお開きください。18款1項1目．基金繰入金は、財政調整基金繰入金を21,000千円増額いたしております。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料の34ページから36ページは、今回補正の増減比較表でございます。

37ページは、歳入の概要でございます。御参照ください。

38ページをお開きください。ナンバー1の移住推進事業は、移住者に対する支援金2,000千円を計上いたしております。東京23区にお住まいの方、または東京圏に住まわれている方で東京23区内に通勤をされている方が、対象の中小企業に就職し、市内に転入された場合に最大1,000千円を補助するものでございます。

ナンバー2の市民会館建設事業は、市民会館解体工事費が確定いたしましたので、85,000千円を増額するものでございます。工期は本年7月から令和2年2月までの予定でございます。

ナンバー3の地域振興一般事務は、10,635千円の増でございます。地域活性化を目的とした事業や地域コミュニティの拠点となります施設の整備、改修を行いますさが未来アシスト事業費補助金8,835千円の増などでございます。

ナンバー4の保育対策総合支援事業は、4,050千円の増です。清掃や道具の準備、片づけ等の保育に係る周辺業務を行う人を新たに配置することより、保育士の業務負担軽減を図るものでございます。

ナンバー5の幼児教育無償化実施円滑化事業は、4,323千円を計上いたします。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、10月から実施されます幼児教育無償化に伴う事務費を増額するものでございます。

ナンバー6の麻疹・風しん・水痘予防接種は、4,851千円の増です。風疹の追加対策として、制度の変遷上、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の抗体検査を実施いたすものでございます。

ナンバー7の森林経営管理事業は、4,800千円の増です。森林環境譲与税の地方配分が本年度から開始されますことに伴い、本年度予定いたします市内2集落程度の私有人工林につきまして、今後の経営管理に係る所有者の意向調査を実施いたすものでございます。

ナンバー8の学校安全総合支援事業は、1,000千円を計上いたします。東部中学校区が学校安全総合支援事業のモデル地域として指定を受けましたので、被災地研修等を行い、活動成果の発表、または報告等を行うなど、児童・生徒の防災に関する意識の啓発を図るものでございます。

39ページをお願いします。ナンバー9の厨房施設整備事業は、6,600千円を増額いたします。給水給湯管の老朽化により張りかえを行うものでございます。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、40ページには6月補正後の市債現在高の見込みを、41ページには6月補正後の積立基金の状況を掲載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

5番議員樋口作二でございます。先ほど説明いただきました説明資料の38ページですが、最初にさが未来アシスト事業についてお尋ねをいたします。

県の補助金で地域の活性化を図るということで、最初、さが段階チャレンジ交付金というのがあって、その次、さが未来スイッチ交付金、本年度からさが未来アシスト事業費補助金というふうに名前を変えて地域活性化を図っておられるというふうに思いますけど、今回のアシストというのは以前と違って、何か活動に対する縛りみたいなものがあるというふうに伺いましたが、前回までの事業と違ってどのように変わったのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

議員御紹介のとおり、さが段階チャレンジ交付金、その後、さが未来スイッチ交付金、後継事業として今年度、さが未来アシスト事業費補助金という形に変わってきております。基本的には、区分A、区分Bということで、地域の活性化を目的とした事業、ソフト事業が区分Aということになります。原則は新規の取り組みが対象ということで、定期的に行われている既存の取り組みについては対象となりません。こちらのほうは大きく変更はあっていないと考えております。

区分Bにつきましては、地域コミュニティの拠点となる施設の整備、改修事業ということで、小規模施設整備の事業ということになります。昨年と少し変わったところが、スポーツ用品、パソコン、伝承芸能備品、祭り道具や、ふすまや壁のクロス張りかえ等の改修工事などについては工事の対象外になるということで、今年度は機能の向上というようなことが対象になるということで少し変更になっているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

確認でございますけど、アシストになったら、例えば、何か事業をして、それについて金

錢的にその団体の売り上げを上げないといけないとか、財政的に向上しなければいけないとか、そういう縛りはないのか。ただ、地域の活性化に提案をしたものに従来どおり補助金が出される、これは区分Aについてお尋ねしているわけですがけれども、特にそういった何かの目的を達成するようなものじゃないとだめですよという縛りはないということによろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

区分A、地域の活性化を目的とした事業につきましては、基本的にイベント開催等に係る経費の補助ということになります。先ほど申しましたように、定期的に行われている既存の取り組みについては対象となりません。新たな要素を追加したり、既存の事業を発展、拡大させる取り組みであれば対象となります。ただし、この発展、拡大という中に、数年後、自立的経営を見込んだ計画を立てる必要性がございますので、そういったところはずっと補助ができるかという、そうではないので、自立していただくという目的での補助という形になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。

次に、8番の項目、学校安全総合支援事業についてですが、東部中学校区がモデル地域として指定をされたということです。

この説明文を読みますと、具体的な中身がよくわからないということと、それから、被災地等の研修を行い、発表を行うとかいう文言で、被災地等の研修というのは、これは職員が行うのか、子供たち自身がそこに行って研修をするのか、その辺がわからなかったので教えてください。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

学校安全総合支援事業で東部中学校区の小学校、中学校が指定を受けております。今回予定しております被災地の研修につきましては、東部中学校の中学2年生6名が対象で、宮城県仙台市ですね、震災の被災地等を含めた、そういったところの現地の研修を行う予定で

す。あと、引率者2名で、合計8名の方が視察を行うということで予定をしております。今のところ、予定が7月29日から31日の3日間ということで計画をされております。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

今のお話を伺いますと、実際に活動するのは中学生の6名と、先生方もですけども、それを発表して、小学校の子供たちとかが実際防災について、もちろんこの人たちの発表は聞くのかなと思いますけど、ほかの子供たちの活動というのが見えてこないんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

先ほど申しましたのは、あくまでも被災地の現地研修という部分でお答えをいたしましたけれども、年間を通じた中では、まず、東部中学生の代表ということで6名が現地の視察をしますが、その後、その現地視察の中身についてはまとめたところで報告会というのを中学生、それから、3小学校の生徒を対象に、あわせたところでの研修の報告会を行いまして、現地視察についていろいろとお伝えをしていただくと。その後、またそれぞれの小学校の中で防災教育の取り組みをしていただくというふうな流れになっております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

防災については非常に大きな課題だという話を昨日も市長から伺いましたけれども、全国的に大きな課題でありますし、これから雨季を控えて、非常に重要なテーマにもなるかなと思いますので、いろんな面での御指導をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかにございませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

こんにちは。13番福井正でございます。2点質問させていただきます。

説明資料の38ページの1番、移住推進事業ということで2,000千円計上されておりますけれども、この2,000千円という数字が、説明が書いてあるところに、一人最大1,000千円まで支援するというふうに書いてありますけれども、ということは2人までということよろし

いですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

この移住推進事業につきましては、地方創生推進交付金を活用した国の事業という形になります。国、県、市で首都圏からの移住者を支援するというものでございます。これにつきましては、1世帯当たり上限1,000千円、単身で来られた場合は600千円の補助ということになりますので、2世帯分、2,000千円を計上いたしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

2世帯ということでも私は一歩前進かなというふうに思っています。というのは、多分、平成30年6月議会だったと思いますけれども、実は移住促進について私は一般質問で取り上げたことがございました。そのときと比べると、実際に予算がついてこれに取り組まれるということは私は一歩前進していることだと思います。

ただ、首都圏と先ほど課長の答弁がありましたけれども、ここに東京23区と書いてありますよね。首都圏というのはもっと広い意味で考えていいんだと思いますが、東京23区に限定したというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、これにつきましては国の補助事業ということで、地方創生推進交付金を活用した事業となります。その中で、こういった補助事業が地方創生総合戦略の中でつくられたという形になります。国のほうでは東京一極集中というのを解消したいということで、こういったメニューをつくられております。そういった中で、佐賀県と県内の市町が取り組んで国のほうに申請するような段取りになりますけれども、先ほど御紹介がありましたように、首都圏の在住者、または首都圏近郊から首都圏へ通勤されている方が数年間そういった実績があらわれて、そういった方が鹿島市内に転入されれば補助の対象になるということでございますので、この補助制度に乗ろうということになれば、今紹介いたしましたように首都圏での限定というのが一つの条件になりますので、それに今回は取り組むということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

例えば、東京23区内に住んでいる方たちが鹿島市に移住されるというときに、条件がありまして、1つは仕事の問題がありますよね。仕事がちゃんとあるかどうかということなんですけれども、その仕事に関しては、例えば、ハローワークを使って自分で探してくださいということなのか、市として仕事をあっせんしてあげるという考えまであるのか、そこを教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

少し手順の説明が漏れておりましたけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました、東京に在住していること、それと、これは県が設置しますけれども、マッチングサイトということで企業の紹介等を、今も県が運営する「さがUターンナビ」という企業紹介のサイトがございます。そこを介してマッチングサイトというのを活用する予定になっております。そこを活用したことで転入された方に対しての支援ということになりますので、それが一つの条件になっておりますので、その求人に対して就職をされた方が一つ対象の条件になっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

仕事に関してはわかりました。

もう一つ気にされるのは、実は住居なんですよね。住まいがちゃんとしたものがあるかどうかということ非常に気にしておられるということなんです、そこら辺に関してはどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

この補助制度については、そこまでの条件というのはございませんので、鹿島市内の住居と空き家バンク等を活用しながら御紹介をしていくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでわかりました。

その次が2番の市民会館建設事業で、いわゆる解体工事ですよね。解体工事は当初75,000千円ぐらいだったのが、85,000千円、追加になっていますよね。当初見込みは多分75,000千円ぐらいでできるということだったのかなと思いますけど、これだけ増額された理由というのは何なんでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

85,000千円のことですけれども、今回、6月補正で計上しているのは純粋な解体費としての85,000千円で、補正前の額というのが実施設計分の起債の額です。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実施設計だったら実施設計と書いていただいていたほうが親切ですね。解体費が何でこんなにふえたかなというふうに、この数字だけ見ればそう思ってしまいますから、できれば当初予算の中に設計費として入っていたということを説明していただきたかったなということと言いまして、終わります。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

9番議員勝屋でございます。議案説明資料の38ページでまいりたいと思います。

1番の移住推進事業、東京23区の在住か東京圏在住の通勤者ということなんですけれども、例えば、学生さんが鹿島市から大学に行って、アルバイトをしていた。そういう方も通勤者というような感じで見てもいいんですか。それで鹿島市に戻ってくるときにこの新規事業を使えるとか、そういうことも考えられるんですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

申請の条件の中に、東京23区で勤務をしていた方、また、23区への通勤をされていた方に

については、住民票や、また、通勤者については移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者等であったことを確認できる書類というのは提出が求められることとなります。

それとあわせて、移住前に5年間、東京23区、東京圏に在住していないといけないという条件がございますので、そういったところで審査をすることとなります。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

そしたら、例えば、大学院まで行った、普通6年間ですよ。その間にアルバイトをしていて被保険者になっていた学生さんが戻ってくるという場合でも、それはオーケーということですか。だから、住民票を大学に行ったときに向こうに移して、それで帰ってくるという場合、どうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

答弁をお願いします。答弁できないですか。

暫時休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時36分 再開

○議長（角田一美君）

再開いたします。

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

申しわけありません。御質問はアルバイトということでしょうか。先ほど申しましたように、アルバイトであっても、雇用保険の被保険者ということでもありますけれども、想定されているのが常勤されて5年間以上住んでいらっしゃる方ということですので、そこは県のほうと確認をしながらやっていきたいと思っております。学生がだめというような文言はございませんので、そこは確認をしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

わかりました。

次に、市民会館の解体工事が始まる予定ですがけれども、今、市民会館にある備品ですね、払い下げ等、払い下げと言ってもいいのかわかりませんが、希望者等にお譲りしているとか、そういったところはどういう感じになっておりますでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

現在の市民会館の備品等につきましては、庁舎の中で、例えば、机、椅子、再利用できる分、それから、放課後児童クラブ、地区公民館等々の公益性の必要があるところについては、地方自治法上も譲渡していいような法律になっておりますけれども、通常、議会のほうでお願いして予算を確保し、購入したり、建築したりしている分ですので、一般の方に公益性もなく譲渡するというのは禁じられておりますので、公益性の必要の部分を検討したところで備品等の譲渡をしているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

法律上、個人には譲渡できないということなんですね。それは何年たとうがということですか。例えば、大体配り終わって、あと処分に困るとかなってくると思うんですよね。そういった場合に、例えば、個人さんが使いたいというようなことを願い出ても、それは無理だということですね。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

私人の方であっても、譲渡した備品を公益的に使っていただけるという判断ができれば私人の方にも譲渡することはできますけれども、例えば、自分だけでとか、家族だけでとか、特定の団体だけで御利用するような場合は譲渡できないような法律になっております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

公に使われるなら個人でもよろしいということですよ。じゃ、そういうところを広報とか、こういうことで使えますよみたいなところでお知らせをしているということはございませうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

一般に、例えば、市報であるとかホームページであるとかというところで広報していると

いうことは現在ありません。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

ぜひともそういうのを考慮していただいて、なるべく有効に使っていただきたいと思えます。

1つ市民会館で気になるのが、面浮立の図柄のどんちょうですね、あれをどうするのか。あれだけの見事なものを今後どうされるのかとちょっと気になっているんですけど、市としてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

現在の市民会館のどんちょうについては、幾つかそういうお話もいただいているところです。全国的な状況とか、あるいは今設計をお願いしている設計会社等に御相談をしているところですが、極めて少ない事例でしか、例えば、もとあった市民会館を建てかえるとかいうときに、もとのどんちょうを再度使うというような事例が非常に少ないものですから、今のところ検討している段階ということで御理解いただけたらと思います。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

わかりました。

じゃ、次に参ります。4番の保育対策総合支援事業についてお伺いします。

保育士さんの業務の軽減というところで、清掃や道具の準備、片づけ等の保育に係る周辺の業務を行うというところで、保育士さんのヘルプみたいなお仕事をされるということなんですけれども、せんだって保育園関係の方とちょっと話をしておりまして、使われましたかとお尋ねしたところ、申し込んだけど締め切りが過ぎていて断られたということだったので、経営されている園に対するお知らせ、それから、締め切りまでの期間というのは大体どれくらいあったのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保育体制強化事業の園への要望アンケートについてですけれども、あらかじめ市内の保育所及び認定こども園に対して、今回、6月補正で計上するに当たりアンケートをとっており

ます。それで、今回、5園のほうから要望があっておりまして、6月補正に一応5園分の補助金を計上しているということでございます。

今回の保育体制強化事業は県の補助事業になっておりまして、4月に県のほうから今回の補助事業の対象となる園があるかどうかというのは調査があつておりましたので、それ以降に園のほうに確認をとつたということでございます。（同ページ下段で訂正）

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

活用しようと思つて申し込んだら締め切りを過ぎていたということだったので、4月に県から話があつて、鹿島市が締め切つたのはいつだったのか、そこはどうでしょうか。

4月の何日に県からお知らせを受けて、それを経営者のほうにお知らせして、何日に締め切られたのか、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時46分 再開

○議長（角田一美君）

再開いたします。

ちょっと時間がかかるようですので、ここで休憩を入れたいと思います。10分程度休憩して、2時から再開します。休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

勝屋議員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

大変失礼しました。

先ほど私、答弁の中で、県の調査が平成31年4月以降にあつたということでの紹介というふうに申し上げましたが、これを訂正したいと思います。正確には、鹿島市から平成31年2月14日に各施設にメールで案内を送付しております。それで、回答期限は平成31年2月26日までと設定しておりました。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

回答期限というか、要は申込期限ということですね。わかりました。

先ほど申し込みが5園からあったということなんですよ。基本的に、これは経営者のほうで負担するお金というのは発生しないということですよ。雇用保険等は経営者側で持たにゃいかんとか、そういうところはどういう感じでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

あくまで市のほうから園に対する補助というのは90千円ということですので、それを上回る経費が発生した場合は園の負担になるということですので。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

1園に対して100千円が上限ということですか。（「90千円」と呼ぶ者あり）90千円。一月90千円ということですね。わかりました。

気になったのが、5園は少なかったかなとやっぱり思うんです。どういった理由で申し込みが少なかったのか。もっとあってもいいのかなと私は思っておったんですよ。実際、園の中の業務軽減ですよ。働き方改革と言われてはいますが、そういったところで利用されてもよかったのかなと思ったんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

今回、意向調査をした中で、15園のうち5園は希望と。残り10園が希望しないというような内容になるかと思うんですけども、10園のうち6園は無回答でございましたので、理由は明らかにされておりません。

残りの4園が意向調査の中で希望しないというお答えを出されていますけれども、希望されない4園のうち2園については、この保育体制強化事業とは別に、実はもう一つ、今年度の当初予算のほうで計上しております保育補助者雇上強化事業という補助事業がございますが、そちらのほうを御希望だったということで、今回の保育体制強化事業のほうは希望されていらないということですので。あと、希望しないと言われる残りの2園につ

いては、検討中とか、そういったことでの御回答になるかと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

無回答が6園。そういったところで、回答が来ていませんけどみたいな、そういうことは聞いていないということによろしいですか。——はい。

この事業内容をよく御存じだったかどうか、その辺の確認はされていないということによろしいですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回、当初の意向調査の後には、特にこちらのほうから再度この事業についての申し込み等の希望をとるとか、そういったことは全くしておりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

この事業は単年度ですぐなくなるとか、そういうふうには考えにくい事業なので、もう一度、無回答のところでも確認されて、こういうのがあったんだけどどうだったろうかと、なぜ無回答だったのかと、必要ないと思われておたらそうなんだろうけど、その辺を一度確認していただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

8番議員の稲富です。1点だけ質問させていただきます。

きょうの資料の37ページです。ナンバー2番、緊急風しん抗体検査等事業費補助金ということで国、県のほうからの予算、そしてまた、一般財源を使つての今回の補正額となっておりますけれども、まず質問したいと思います。

緊急ということであります。風疹については、いろんなテレビ報道等あつていると思えますけれども、そういった中で今回こういった形で補正が出ているということは非常に、風疹の重みだとか、やはり市民の皆さんについては検査をしていただきたいという思いがあると

思いますけれども、その点、中身をもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

回答いたします。

まず、風疹になったら発熱とか発疹等の主な症状がありまして、飛沫感染により人から人へ感染しまして、感染力が大変強い疾病であるということで、こちらは御存じだと思いますけれども、妊娠中の女性が風疹に感染すると子供に目とか耳等の障害を含む先天性の風疹症候群が生じる可能性があるということで、皆さんに受けていただきたいということです。

2018年以降、特に関東地方におきまして風疹の患者数が増加しております。こちらは報道でもあっているとおりでありますけれども、患者の中心は30代から50代の男性でありまして、このうち昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性は、これまでの制度変遷上、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代ということで、抗体保有率を見ましても女性や他の世代の男性が約90%であるのに対しまして、当該の世代の男性は80%にとどまっております。

また、2020年度には東京オリンピック・パラリンピックの競技大会がありまして、訪日客が多数見込まれております。このような一定期間に限られた地域で人の往来が活発化して、国内で流行している感染症が拡大するおそれがあるということで、早急に風疹の発生及び蔓延を予防する対策が必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

わかりました。具体的に説明ありがとうございます。

そしたら、鹿島市の中に対象者は何人おられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

鹿島市内の昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性が対象になっております。そちらが3,023人でございます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

それでは、政策的なことになると思いますけれども、この予防費というのは、ここにもお示しされているとおり、90,000千円の予算をつけられて、決算でもお聞きしたいと思いますが、やはり予算をつけている以上、全員に予防接種、検査等をしていただきたいと思っています。

この3,023人の方、もちろん全員検査をしていただきたいと思いますが、これは市として予算をつける以上はしっかりとした施策のもとに対応しなくちゃならないと思いますが、そういった目標なり施策を教えてくださいたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、対象者が3,023人ということになっておりますけれども、そのうち厚生労働省の方針で対象者の50%が抗体検査を受けるということで見込んでいるところであります。よって、鹿島市も50%の予算を今議会に計上しております。

それから、この抗体検査につきましては、3年間で実施していくと、段階的に行うということですので、1年目はまずは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの7学年に関して市から受診券をお送りするというようにしております。そちらの人数が1,300人でございます。先ほど申しましたとおり、厚生労働省は対象者の50%が抗体検査を受けると見込んでおりますので、そちらの半分の650人ということでうちのほうは目標といいますか、見込んでいるところでございます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

わかりました。風疹の説明もしていただきました。皆さんわかっておられると思いますけれども、これは段階的に計画をされるということですので、ぜひ皆さんが検査をされるような事業になるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

15番議員の松田です。2点、質問をしたいと思います。

議案説明資料の39ページの教育総務課のところ、多分、学校の給食センターの補正だと思えますが、6,600千円計上されています。これまでも給食センターについては、維持管理含めて、老朽化が目立ってきているという中で、近年、補正を組まれておりますけれども、今回の給水給湯管の老朽化というのは、計画的にやられているのか、それとも突発的にどう

してもしないといけないということでやられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の工事につきましては、給食センターの給水給湯管の張りかえ工事ということでありますけれども、給食センターのほうが昭和62年から稼働しております、その中で当然いろんな部分が老朽化をしているようなところもございます。

今回の給水給湯管の張りかえ工事につきましては、議員お尋ねのところの計画的か突発かと言われたところでいけば、突発的な対応ということになります。

内容としましては、ことしの3月12日に給食センターの中の調理をした後の釜を清掃するときに水をためていたところに、水の中に一、二ミリ程度の水道管のさびのようなものが発見されたということで、これは施設内の給水給湯管の中の、鉄管でございますので、その中の分の鉄分のさびか、亜鉛メッキのはがれとか、そういったものが考えられるということで、今言いましたように、昭和62年から布設された管でございますので、今現在、鉄管じゃなくて塩ビ管の、そういうものが出ないような形に今回張りかえを行うというようなことで計画をしております。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

昭和62年に建てられたということで、これまでも質問等で行いましたけれども、非常に老朽化が進んでいると。また、空調関係についても、やはり給食センターで働かれている方々の状況を見ると、非常に大変な中で夏とかはお仕事をされている部分がありますので、この辺を含めて、今回、老朽化によつての張りかえとかありますけれども、今後、本当にどうしていくのかと。特に、子供たちの食の安全を考えたときに、こういう突発的ということではなくて、もう少し具体的、計画的にやっついていかないと、給食における食の安全というのを市がどのように取り組んでいくのかというのは非常に大切な部分になってくると思いますが、その辺は担当課としてどのように考えておられますか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

今後、給食センターの施設の老朽化に対してどう考えているのかということのお尋ねだと思います。

言われるように、先ほど言いましたように、今のセンターを建設、稼働開始しましてから

相当数の年月がたっておりまして、今現在、給食の安全とか、例えば、アレルギー対応だったりとか、当然、調理師の労働環境のところも含めて、いろんな対策は必要になっているところがございます。

そういったところで、給食の安全・安心な提供というのは当然でございますので、今後のセンターの更新ですね、そういったところについて検討する時期になってきているということを感じております。まだ具体的にそこを始めているわけではございませんが、今後そういったところの必要性を感じているところでございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

この問題については一般質問のほうでも取り上げておりますので、その中でも質問させていただきたいと思っております。

もう一つですけれども、38ページですが、市民会館建設事業ということで、福井議員、勝屋議員のほうからも質問があったと思いますが、よく市民の方から市民会館はいつできるんですかという声をお聞きしますので、今回は補正ということで、解体工事の工期が来年2月までという予定で事業概要等に記載されておりますが、市民の皆さん方にわかるように、建設までのスケジュールを確認のためにお伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

市民会館の建設計画のスケジュールということでお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃったとおり、ことし7月から来年2月ぐらいにかけて解体工事を行っていく予定でございます。

ことし11月末ぐらいに設計がほぼでき上がる予定となっております。年度内の着工に向けて進めていきたいと思っておりますので、新しい市民会館ができ上がるのは令和3年10月から12月ぐらいの間には完成するようなことを目標に進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それでは、補正では解体費用ということで計上されたと思いますが、福井議員の質問の中でもありましたけど、設計等もこれ以外に含まれているということであったと思います。

その中で、議会のほうには設計会社の方から概要等の説明をいただいたりしておりますが、

これまで市民の皆さんからの市民会館への要望というのを設計の中に取り入れていきたいということで、いろんなワークショップであったりとか、やられていると思います。

もう一つ、市報に市民会館についてのお知らせということで、新市民会館基本設計の意見募集ということで掲載されたと思います。5月1日から5月31日ということで約1カ月間かけて募集をされたと思いますが、この中で市民会館への要望等はどのくらいの数が上がってきておりますでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

パブリックコメントにつきましては、1件、正式に上がってきております。パブリックコメントを5月に1カ月間やったんですけれども、実は庁舎の正面玄関のほうに模型を設置して、現在パブリックコメントを募集していますということでお話をしていましたので、そこに見えられた方からちょっと問い合わせがあったというのはあったんですけれども、正式にメールで問い合わせがあったのは1件でございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

1件ということでありましたけれども、たまたまきょうの佐賀新聞の論説のところで、太字で「市民会館建て替え 広く、開かれた論議を」ということで記事が掲載されていまして、最後の部分に「市民会館は文化政策の拠点として利用する市民の視点が不可欠だ。広く庁内外に情報を提供し、開かれた論議の中で、時代にふさわしい施設像を描いていきたい。」ということで書かれております。

実際、市報等にも掲載されておりますが、実際この中で見ていただければ、この部分だけでパブリックコメントを募集していると。確かにホームページ等はあるかもしれませんが、なかなか市民の方々もわかりにくい。模型も以前は3階にあって、それを1階に持っていったほうがいいんじゃないですかという提案を私はさせていただいたと思うんですが、やはりこの新聞等でも書かれておりますけれども、約20億円の大きな事業でありますので、もう少し市民の方々からの意見というのを反映できるような、そしてまた、聞けるような環境づくりをやっていただきたいと思います。特に、基本設計の段階に来ていますので、限られた時間ではあるでしょうが、その中でどこまで情報提供できるのかというのが大事な部分であると思いますから、担当課としてその辺をもう一度精査して考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

今までも市報であったり、ホームページであったり、あるいは区長会の大会であったりというところで、できるだけ皆さんに設計等々の進捗ぐあいについてはお話をしてきたところです。パブリックコメントもおっしゃるように、若干市報の記事が小さ目ではあったんですけども、庁舎の玄関等に模型を置いて、できるだけ多くの方に市民会館建設計画のことを知っていただけるような努力はしてきたつもりですけれども、まだまだ設計のほうもこれから詳細を詰めていく状況ですので、おっしゃったようなことを参考にさせていただきながら、もう少し市民の方にも広く知っていただけるような努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

それでは質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号

○議長（角田一美君）

次に、日程第12. 議案第50号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

それでは、議案第50号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書46ページをお開きください。

地方自治法第286条第2項の規定により、杵藤地区広域市町村圏組合事務所の位置を変更するため、杵藤地区広域市町村圏組合規約を47ページの別紙のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

提案理由として、杵藤地区広域市町村圏組合事務所が移転することに伴い、事務所の位置を変更する必要がありますので、この案を提出するものです。

別冊、議案資料の43ページをお開きください。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合について御説明いたします。

杵藤地区広域市町村圏組合は地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設けられた一部事務組合で、現在の事務所は武雄市の武雄市役所跡地の隣にあります。

組合の組織は鹿島市を初め、武雄市、嬉野市など杵藤地区にある3市4町の地方公共団体により構成されています。

共同処理をしている事務は、葬斎公園、介護保険、消防、電子計算センターなど9業務になります。

次に、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第2項で関係地方公共団体の協議を要し、その協議については、同法第290条で議会の議決を経る必要があると規定されています。

今回は、杵藤地区広域市町村圏組合の事務所が老朽化に伴い移転することにより、事務所の位置を変更する必要がありますので、組合規約第4条を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

参考資料として、地方自治法の抜粋を掲載しておりますので御参照ください。

新組合事務所の位置につきましては、武雄市北方町大字志久1557番地1で、旧武雄市役所北方支所でございます。

移転の理由につきましては、現在の事務所が建設後45年を経過し、老朽化によるものとされています。

移転日は令和元年9月24日を予定されております。

42ページには規約の新旧対照表を載せておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第13 請願上程

○議長（角田一美君）

次に、日程第13. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会前に受理した請願は1件であります。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

明14日から16日までの3日間は休会とし、17日午前10時から文教厚生産業委員会を開催します。

次の会議は19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時34分 散会